

あづま総合運動公園水素利用設備設置工事に係る

公募型プロポーザル方式 募集要領

1 目的

この要領は、福島県が発注する「あづま総合運動公園水素利用設備設置工事」（以下「本工事」という。）において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（制定平成 21 年 3 月 30 日総務部長依命通達 平成 27 年 3 月 20 日最終改正）（以下「試行要領」という。）第 6 条第 2 項に規定する募集要領を定めるものである。

なお、試行要領中「測量等委託業務」とあるのは、「あづま総合運動公園水素利用設備設置工事」と読み替えて、これらの規定を準用する。

また、この要領に定めのない事項については、試行要領に基づくものとする。

2 本工事の概要

- (1) 工事名：あづま総合運動公園水素利用設備設置工事
- (2) 発注者：福島県
- (3) 工事場所：福島県福島市佐原字神事場 1 番
- (4) 対象業務：本工事に係る調査・設計業務及び工事
- (5) 履行期間：契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- (6) 提案上限価格：本業務に係る提案上限価格は、219,500,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とする。

※ 上記金額を超えた提案は失格とする。

3 参加資格

技術提案書及び見積書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 施工実績
以下の①～②の条件を全て満たす者であること。
 - ① 純水素燃料電池（定格出力 20.0kW 以上）の設置の元請け、又は下請け（発電設備の設置に携わったことを証明できる場合に限る）としての施工実績があること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき、あづま総合運動公園における水素利用設備設置工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第 2 節 1 に定める各設備の設置に必要な許可を受けている者。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者。

4 スケジュール

スケジュールは下記のとおり行う。

	項目	日程
(1)	公募型プロポーザル公告日	令和元年8月9日
(2)	参加意思表明書の提出期限	令和元年8月15日
(3)	参加資格確認結果通知書の通知	令和元年8月16日
(4)	現地説明会	令和元年8月21日
(5)	質問受付期限	令和元年8月23日
(6)	質問回答期限	令和元年8月27日
(7)	技術提案書提出期限	令和元年8月29日
(8)	ヒアリング	令和元年9月3日
(9)	契約の締結	令和元年9月中旬(予定)
(10)	技術提案者の選定、結果公表	令和元年9月中旬(予定)

5 事業仕様

特記仕様書のとおり。なお、具体的な手法(新技術や追加検討項目含む。)については、技術提案書の特定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成する。

6 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは以下のとおり。

- (1) 水素利用の PR 性に配慮した提案
- (2) 運転開始後の各設備の経済性やメンテナンス性に配慮した提案
- (3) 圧縮水素トレーラーにおける安全確保に配慮した提案
- (4) あづま総合運動公園の運営業務に支障を及ぼさないよう配慮した提案

特定テーマの留意事項を以下に示す。

- (1) の提案についての留意事項
 - 水素利用への理解促進のための PR コンテンツ。
- (2) の提案についての留意事項
 - 純水素燃料電池の導入後に必要となる、定期点検費用、設備改修費用(熱・電気関係設備の交換を含む)を最小限に抑えるための提案。
 - 本設備は運転開始後 10 年目の撤去を想定していることから、撤去費用を最小限に抑えるための提案。
- (3) の提案についての留意事項
 - 圧縮水素トレーラーの運用に際し、入出庫時に公園利用者の利用の妨げとならないよう、また、いたずら防止や、異常発生時の遠隔監視、メンテナンス体制、スペアパーツの保管体制及び設備の損壊防止のための提案。

(4) の提案についての留意事項

- 令和2年7月に東京2020大会の野球・ソフトボールの試合会場となり、それに向けて令和元年後半から仮設工事を予定している、公園内での工事に際し、営業への支障を最小限に抑えるための提案。
- 本工事实施後におけるあづま総合運動公園内の関連施設との調和を確保するための提案。

7 技術提案書及び見積書を特定するための評価基準

技術提案書及び見積書の評価項目、判断基準及び配点は、別表1「公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表」のとおり。

8 事務局

福島県企画調整部エネルギー課（担当：吉川）

住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 本庁舎5階

電 話 024-521-8417 FAX 024-521-7912

E-mail energy@pref.fukushima.lg.jp

HP <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/>

9 不明点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式11）の提出期限、提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式11）を用い、令和元年8月23日（金）12時まで（必着）に、上記8に電子メールで提出すること。

なお、必ず電話で送信確認をすること。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和元年8月27日（火）までに、上記8のHPに回答書を掲載する（令和元年8月29日に掲載終了予定）。

10 参加意思表明書及び参加資格確認書類の提出について

(1) 参加意思表明書及び参加資格確認書類の様式

- ① 公募型プロポーザル方式参加意思表明書及び参加資格確認書類送付書 様式1
- ② 参加意思表明書 様式2
- ③ 企業実績表 様式3
- ④ 実施体制 様式4
- ⑤ 提案担当技術者工事实績表 様式5

(2) 参加資格を確認するための書類

実績として記載した工事の契約書等の写し（数量や提案担当技術者の携わった立場等）、や参加資格を確認する内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類を提出する。

(3) 参加意思表明書等及び参加資格確認のための書類

応募者は、次により参加意思表明書及び参加資格確認書類を提出する。

- ① 提出期限：令和元年 8 月 15 日（木）17 時まで（必着）
- ② 提出場所：上記 8 による
- ③ 提出部数：1 部
- ④ 提出方法：郵送（簡易書留）

(4) 資格審査結果及び技術提案書及び見積書提出の通知

資格審査の結果は、令和元年 8 月 9 日（金）までに文書で、県から応募者に郵送で通知する。また、資格が確認された場合は、併せて現地説明会、及びヒアリングの詳細を通知する。

11 技術提案書及び見積書の提出について

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとする。

- ① 公募型プロポーザル方式提出書類送付書（様式 6）
- ② 事業概要（様式 7）
- ③ 純水素燃料電池、圧縮水素トレーラー置場の仕様（様式 8-1）
- ④ 全体工程表の妥当性（工程表含む）（様式 8-2）
- ⑤ 事業実施手順（様式 8-3）
- ⑥ 特定テーマに対する技術提案（様式 8-4）
- ⑦ 自由提案（様式 8-5）
- ⑧ 見積書（様式 9）
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 16）

(2) 提出期限、提出場所及び方法

令和元年 8 月 22 日（木）17 時（必着）までに、上記 8 の場所に 6 部（正本：1 部、副本 5 部）を郵送（簡易書留）すること。

技術提案書及び見積書の提出は、1 企業で 1 提案とする。提出後における技術提案書及び見積書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(3) 技術提案書及び見積書の作成について

公募型プロポーザル方式は、純水素燃料電池、圧縮水素トレーラー置場及び付帯する熱・電気設備工事の仕様、工程、特定テーマ等及び見積書について提案を求めるものである。

また、次の内容（様式の体裁及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に係る評価項目を 0 点とする。

- ① 共通事項
 - ア 上記（1）の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとする。
 - イ 様式 7～8 に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。
- ② 事業概要（様式 7）
 - ア 工事の概要及び実施方針について記載する。
 - イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- ③ 純水素燃料電池、圧縮水素トレーラー置場の仕様（様式 8-1）

- ア 純水素燃料電池、圧縮水素トレーラー置場の仕様について記載すること。
- イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- ④ 全体工程表の妥当性（工程表含む）（様式 8-2）
 - ア 調査から各工事までの業務量等を踏まえ、行程表の考え方及び全体行程表を作成する。
 - イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- ⑤ 事業実施手順（様式 8-3）
 - ア 各業務実施内容を踏まえ、全体の実施手順を記載する。
 - イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- ⑥ 特定テーマに対する技術提案（様式 8-4）
 - ア 上記 6 に示した特定テーマに対する取組み方法を具体的に記載する。
 - イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
 - ウ 1 テーマ毎に A3 判（横）片面 1 枚までとする。
- ⑦ 自由提案（様式 8-5）
 - ア 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
 - イ A3 判（横）片面 1 枚までとする。
- ⑧ 見積書（様式 9）
 - 工事に要する設計費、設備費、工事費、諸経費（一般管理費を含む）等、及びその合計を作成することとする。

12 参考情報の提供

参考情報について、以下のとおり電子データを提供する。

（1）参考情報

- ① 福島県県有施設等への水素利用設備導入可能性調査業務委託 最終報告書（本工事該当箇所のみ）（PDF）
- ② 敷地測量データ（PDF）
- ③ 地質調査データ（PDF）
- ④ 既存施設竣工図（施設概要）等（PDF）

（2）提供期間

令和元年 8 月 15 日（水） 17 時から

令和元年 8 月 28 日（水） 17 時まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

（3）電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にて DVD-R を配布する。

電子データ受領の際、守秘義務誓約書（様式 15）を記入し提出すること。

※ 交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。配布された DVD-R は、情報漏洩のないよう適正に廃棄すること。

（4）留意事項

本参考情報はいずれも、プロポーザル提案の参考とすることを目的として提供する

ものであり、参考情報は、実際の施工に当たっての根拠とすることはできないことについて留意すること。

13 技術提案書及び見積書の審査

次の各号の定めるところによる。

(1) 審査

以下の二段階審査方式により実施する。なお、下記「16 無効」の各号いずれかに該当する場合は失格とし、以下の審査は行わない。

①第一次審査

選定委員会は、提案内容を審査・評価し、第二次審査対象として3者程度選考する。第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。応募者数によっては、第一次審査を省略する場合がある。

②第二次審査（ヒアリング）

提案内容について、ヒアリングを行う。ヒアリングの時間は、質疑応答を含め25分程度とし、既提出の提案書のみを用いる。ヒアリングの日時は第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

技術提案書及び見積書並びにヒアリングにより審査を行い、総合得点から、最適な技術提案書及び見積書を特定し受注候補者を選定する。その他、次点得点者を次点受注候補者として選定する。

第二次審査の結果についてはヒアリング対象者全員に電子メールで連絡する。

(2) 審査方法及び結果の公表

審査（ヒアリング含む）は非公開で実施するが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式14）により公表する。

14 現地説明会

現地説明会は令和元年8月21日（水）に実施する予定である。

詳細は参加資格審査結果により通知する。

15 ヒアリング

ヒアリングは令和元年9月3日（火）に実施する。

ヒアリングにおいては、様式7~9を補完する説明のみを受ける。新たな資料の配付は認めない。

なお、説明者は最大3名までの入室とする。

16 無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) 提出者が前記「3参加資格」を満たしていない場合。

(2) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）なお、提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、簡易書留による配達の記事

録を有さない者からの異議は受け付けない。

- (3) 技術提案書の様式及び本要項に示された条件に適合しない場合。
- (4) 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 提出者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- (6) 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。
- (8) 提出者が、あづま総合運動公園水素利用設備設置工事に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。

17 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の取り扱いについて
 - ① 提出書類は返却しない。
 - ② 提出書類は、参加表明書、技術提案書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、提出書類に虚偽の記載のあった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
 - ④ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負う。
- (3) 原則として、参加表明書及び技術提案書の提出後、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (4) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできない。
- (5) 技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合がある。
- (6) 技術提案書の提案内容が、本業務にそのまま採用されるものではない。
- (7) 受注候補者は、技術提案書に記載した提案価格見積額を超えて契約をすることはできない。

以上